国家資格取得に特化した登録講習について

令和6年5月30日

一般社団法人 災害ドローン沖縄ORG 事務局 仲井間 憲太

国家ライセンス(技能証明)を取得するには?

パターン①



※登録講習機関にて【座学・実技講習+<u>修了審査合格</u>】すると実地試験が免除

パターン②



・ 指定試験機関にて受験した場合の合格率は低く、また国家ライセンス制度が始まって日も浅い ことからノウハウが確立されていない状態にあります。

指定試験機関

技能証明試験を実施する上で国土交通省が指定した機関のことを指します。公平中立の観点から全国1法人と指定されており、現在、一般社団法人日本海事協会(ClassNK)になります。自動車免許で例えると、免許センターに相当します。



参照)(一社)日本海事協会_無人航空機操縦士試験_https://ua-remote-pilot-exam.com/

登録講習機関

国が定める施設及び設備、講師などに関わる要件を民間事業者になります。自動車免許に例えると、教習所に 相当します。

(一社)災害ドローン沖縄ORGは令和5年7月21日付けで国土交通省より登録講習機関として認可されました。

登録講習機関 登録証

第 TD045023070475 号 令和 5 年 7 月 21 日

一般社団法人災害ドローン沖縄 O R G 仲井間 卓 殿



令和 5 年 7 月 21 日付け第 TD045023070475 号により申請のあった講習機関の登録について、航空法第132条の69の規定に基づく登録講習機関として、下記のとおり登録する。

記

| 1.登録年月日 | 令和5年7月21日 |
|--------------|-----------------------------------|
| 2.登録番号 | 国空無機第 87262 号 |
| 3.登録講習機関の名称 | 一般社団法人災害ドローン沖縄ORG |
| 及び住所並びに | 仲井間 卓 |
| 代表者の氏名 | 沖縄県那覇市泉崎1丁目16番5号3階 |
| | |
| 4.登録講習機関の種類 | 二等無人航空機操縦士 講習機関 |
| | 回転翼航空機(マルチローター) 種類の限定解除:なし |
| | 飛行方法の限定解除:目視内飛行、昼間飛行 |
| 5.登録期間 | 令和 5 年 7 月 21 日 ~ 令和 8 年 7 月 20 日 |
| 6.登録講習機関における | 令和5年7月21日 |
| 無人航空機講習の | |
| 開始日 | |



登録講習受講前の手続き

①技能証明申請者番号の取得

DIPS2.0(ドローン情報基盤システム)にて、ご自身の技能証明申請者番号を取得します。

二等無人航空機操縦士【新規】 →手数料3,000円※試験・登録講習終了時に支払い

②試験申込の利用者登録

無人航空操縦士試験(ClassNK) にて"受験資格の確認"、"試験申込み"を行います。

- 二等学科試験 →試験費用8,800円
- ※試験会場の選択や支払い(クレカ払い)の入力はCBT試験システム(PROMETRIC) にて登録します。

③身体検査の申請

ClassNKのアカウントを登録完了後、身体検査の申請を行います。 申請方法は書類または会場での受験となります。

【書類受験の場合】→受講料5,200円

- ・運転免許証
- ・指定航空身体検査医による航空身体検査証明書
- ・医療機関の診断書※一等25kg以上のコースを受講する場合は必須

【会場受験の場合】→受講料19,900円

• 指定試験会場(沖縄県外)

登録講習受講後の手続き

①実地試験の免除申請

登録講習機関にて【座学・実技講習+修了審査合格】すると実地試験が免除になります。

→修了審査合格後、受講生に電子化された『無人航空機講習修了証明書』を発行します。

受理後、ClassNKから「試験を探す > 【実地試験】回転翼(マルチローター)講習修了証明書の提出(免除申込み)」をクリックして実地試験の免除の申請をしていただきますお願いいたします。

※7営業日以内にメールが届かない場合は下記に問い合わせてください。

無人航空機操縦士試験機関ヘルプデスク 050-6861-9700

受付時間:9:00~17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

②試験合格証明書の発行

実地試験免除の申請通過後、試験合格証明書の発行を申請するためにClassNKから「試験を探す >試験合格証明書発行の申込」をクリックします。

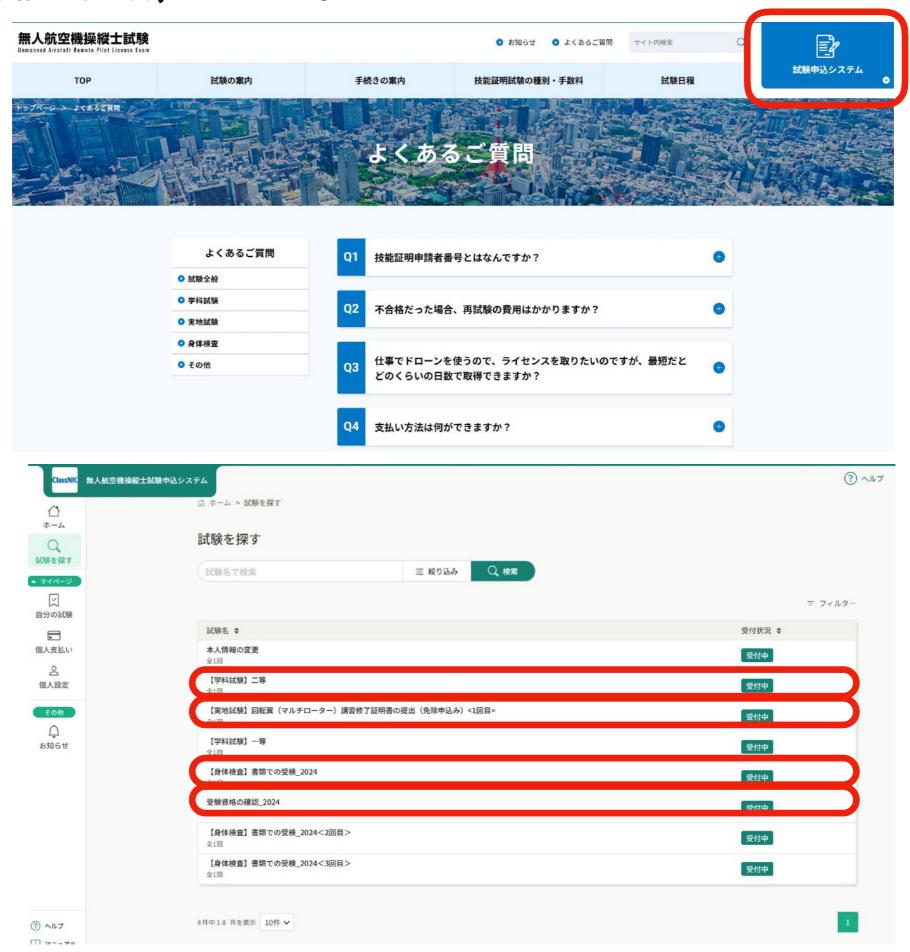
※7営業日以内にメールが届かない場合は無人航空機操縦士試験機関ヘルプデスクに問い合わせてください。

③技能証明書の交付申請

試験合格証明書を受理後、技能証明書を交付申請するためにDIPS2.0から「技能証明の取得申請 >技能証明書の新規交付」をクリックします。※申請の際、①無人航空機講習修了証明書と②試験合格証明書の電子ファイルが必要になります。申請後、郵送にて技能証明が国より送付されます。申請から郵送まで数ヶ月を要する場合有り。

※7営業日以内にメールが届かない場合は無人航空機操縦士試験機関ヘルプデスクに問い合わせてください。

無人航空操縦士試験(ClassNK)



CBT試験システム (PROMETRIC)

試験科目

番号

試験日

試験会場

時間

場

の変更

キャンセル

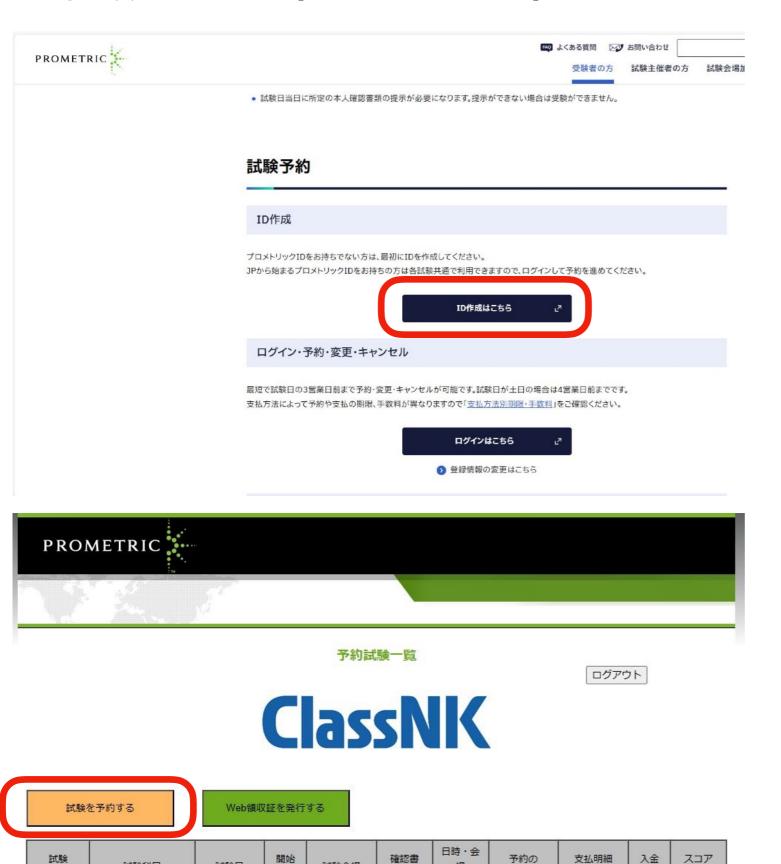
の表示

現在、予約された試験はありません。左上の「試験を予約する」より予約手続きを行ってください。

状態

レポート

の確認



那覇港町会場 🗿 詳細を見る 〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-16-1 琉球新報開発ビル2F 車椅子対応 アクセス 駐車場 0 ゆいレール「安里駅」よりパス「ふ頭入口」パス停下車徒歩1分 X 配慮申請へ 宜野湾会場 🕥 詳細を見る 〒901-2224 沖縄県宜野湾市真志喜 4-1-1 ラグナガーデンホテル3F ⊙ GoogleMapをみる アクセス 車椅子対応 駐車場 0 0 「宣野湾市営球場前」パス停下車徒歩1分 配慮申請へ 石垣会場 🔮 詳細を見る 〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里204-381 アドバンスワールド1F GoogleMapをみる アクセス 車椅子対応 駐車場 0 「平得東」パス停下車徒歩10分 配慮申請へ 宮古島会場 🕥 詳細を見る 〒906-0007 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根604-23 車椅子対応 X 0 「サンエーターミナル店前」バス停下車徒歩13分

登録講習について

- 1.講習科目免除について
- ①民間の管理団体等が発行する技能認定証 or 修了証を保有
- ②無人航空機の飛行に係る許可・承認書を保有

初学者向けカリキュラム



初学者は座学10時間以上、実技10時間以上の講習が 必要になります。 実技講習は受講生の習得スピードによって各々異なります。



経験者扱いとなり、 講習時間を短縮できる

経験者向けカリキュラム

| 二等無人航空機操縦士(経験者)基本 講習時間割 | | | | | | | | 講習時間割 | | | |
|-------------------------|---|--|-----|--|-----------------------|-----|--|--------------|---------------|--|------|
| | $\overline{}$ | 1日目 | | | 2日目 | | | 日目 | $\overline{}$ | | 日目 |
| 時 | 分 | 実施内容 | 時 | 分 | 実施内容 | 時 | 分 | 実施内容 | 時 | 分 | 実施内容 |
| 9時 | 20-30 | はじめに 無人航空機操縦者の 心得 無人航空機に関する 規則 | 9時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 | 華記試験 (確認試験) 50問 | 9時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 50- | | 9時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 50- | |
| 10時 3 | 00-10 10-20 20-30 30-40 10-50 | 休憩時間 4. 無人航空機の システム 4-1~4-4 | 10時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 50- | 休憩時間 ※ 2 | 10時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 50- | 体验時間 | 10時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 50- | 体验時間 |
| 11時 | 00-10 10-20 20-30 80-40 40-50 | 休憩時間 4. 無人航空機の システム 4-5,4-6 | 11時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 | 体部時間 | 11時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 50- | 体態時間 | 11時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 50- | 体憩時間 |
| 12時 3 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 | 休憩時間 | 12時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 50- | 休憩時間 | 12時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 50- | 外部時間 | 12時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 50 - | 休憩時間 |
| 13時 | 50- | 5. 無人航空機の操縦者 及び運航体制 | 13時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 50- | | 13時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 50- | | 13時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 50- | |
| 14時 2 4 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 | 休憩時間 6. 運行上のリスク | 14時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 50- | 体態時間 | 14時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 50- | 体部時間 | 14時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 50- | 休憩時間 |
| 15時 3 | 00-10 10-20 20-30 80-40 40-50 | 休憩時間 | 15時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 | 休憩時間 | 15時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 50- | 休 都時間 | 15時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 50- | 休憩時間 |
| 168寺 3 | 00-10 10-20 20-30 30-40 | *1 | 16時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 | | 16時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 | | 16時 | 00-10 10-20 20-30 30-40 40-50 | |

※1飛行計画、リスク評価結果、および飛行環境の確認 機体の状況、操縦モード、バッテリーの確認 フェールセーフの適切な設定、飛行経路の設定、自動航行の設定 基本操縦(手動) ※2様々な運行形態への対応 安全に関わる操作 緊急時の対応 飛行後の記録、報告

- 2.修了審査の受験資格について
- ①講習カリキュラムを全て修了していること
- ②受講開始から1年以内であること
- ③筆記試験に合格していること



修了審査の受験資格有り

- 3.修了審査の内容について
- ①机上審査
- ②口述審査(飛行前点検)
- 3実技審査
- ④口述審査 (飛行後の点検及び記録)
- ⑤口述審査(事故、重大インシデントの報告及びその対応)



修了審査は、100点の持ち点からの減点採点法とし、各審査科目修了時に、70点以上の持ち点を確保した受講者を合格とする。

①机上審査

2. 机上審査

審査科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(目的)

立入管理措置が講じられた昼間かつ目視内の飛行に必要な知識を有するかどうかを判定する。

|) N C | フル*で TVC y る。 | | | | | | | | |
|-------|---------------|--|--------|--|--|--|--|--|--|
| 番号 | 科目 | 実施要領 | 減点適用基準 | | | | | | |
| 2-1 | 飛行計画の作成 | 修了審査員より昼間の目視内、立入 管理措置が講じられた条件での模擬 飛行計画を提示し、飛行計画の作成 において留意が必要な事項につい て、受講者が理解しているかどうか を判定可能な質問を行い、答 えさせる。出題数は、4問とする。 留意事項(例) (1) 航空法等の法令遵守 (2) 安全確保措置 (3) 機体の仕様、限界事項 (4) 自動飛行機能の設定(自動 飛行する経路、危機回避機 能の設定等) | | | | | | | |

②口述審査 (飛行前点検)

3. 口述審査(飛行前点検)

審査科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(目的)

飛行前の点検を適切に行うことができるかどうかを判定する。

※点検中に不具合が確認された場合であって、当該不具合に対応等した後 に審査再開が可能なときは、受講者が不具合を確認するまでに行った点 検項目は修了審査員が点検を行う。

| 検 項目は修了番金員か点検を行う。 | | | | | | | |
|--------------------------|----|-------------------|----------------------------|--|--|--|--|
| 番号 | 科目 | 実施要領 | 減点適用基準 | | | | |
| 3 – 1 | 飛 | 飛行空域及びその他の確認事項を示 | 3-1の確認に漏れ若し | | | | |
| | 行 | し、結果を答えさせる。 | くは誤りが一つでもあっ | | | | |
| | 空 | 確認事項(例) | た場合又は3-2及び3 | | | | |
| | 域 | (1) 飛行空域及びその周辺の状 | -3の日常点検記録への 記載漏れ若しくは誤りが | | | | |
| | 及 | 況に問題はないか。 | 一つでもあった場合、10 | | | | |
| | び | (2) 航空法等の違反はないか。 | 点を減点する。 | | | | |
| | そ | (3) 必要な許可証、承認証、技 | | | | | |
| | の | 能証明証等を携帯しているか。 | | | | | |
| | 他 | (4) 操縦者の体調等に問題はな | | | | | |
| | の | いか。 | | | | | |
| | 確 | (5) 気象状況に問題はないか。 | | | | | |
| | 認 | | | | | | |
| 3 – 2 | 作 | 通達:無人航空機の飛行日誌の取扱 | | | | | |
| | 動 | 要領に準じた日常点検記録の様式を | | | | | |
| | 前 | 受講者に提供し、修了審査員の指示 | | | | | |
| | 点 | に従って点検をさせる。点検結 | | | | | |
| | 検 | 果を当該様式に記載させる。 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | 点検項目 (例) | | | | | |
| | | (1) 各機器が確実に取り付けら | | | | | |
| | | れているか。(ネジ、コネクター | | | | | |
| | | 等の脱落やゆるみ等) | | | | | |
| | | (2) 機体(ローター/プロペラ、 | | | | | |
| | | フレーム、機体識別票等)及び | | | | | |
| | | 操縦装置に外観の異常、損傷又 | | | | | |
| | | はゆがみ等がないか。 | | | | | |

| 目 3-3 作 機体及び操縦装置を作動させて、修 3-10 | 点適用基準 |
|-------------------------------------|----------------------|
| | |
| ** マウナロッドコレジ マトトン くけまし | の確認に漏れ若し |
| 30 1 毎直員や活がに促ってが快をとこと | りが一つでもあっ |
| 尽 る。 忌煙結果を3一2で促供される | 又は3-2及び3 |
| | 日常点検記録への れ若しくは誤りか |
| | もあった場合、1 |
| 作動点検(例) 点を減点 | 点する。 |
| (1) 電源系統(機体及び操縦装 | |
| 置の電源を投入した際の状態) | |
| は正常か。 | |
| (2) 通信系統(機体と操縦装置 | |
| の通信、GNSS の通信等)は正常 | |
| か。 | |
| (3) 燃料の搭載量又はバッテリ | |
| ーの残量は十分か。 | |
| (4) リモート ID 機能の作動が正 | |
| 常であるか(リモート ID 非搭載 | |
| 機の場合は、リモート ID が正常 | |
| に作動していると仮定し、リモ | |
| ート ID が正常に作動している旨 | |
| の点呼を行う。)。 | |
| (5) 推進系統(発動機又はモー | |
| ター等)は正常か。 | |
| (6) 自動制御系統及び操縦系統 | |
| は正常か。機体を離陸地点直上 | |
| でホバリングさせた状態で、各 | |
| 操縦系統の操作を行い、機体及 | |
| びが意図通りに作動するか。 | |
| | |
| ※作動点検に関する事項の確認後、 | |
| | |

③実技審査

4. 実技審査

審査科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

正常時の基本飛行

(目的)

立入管理措置が講じられた昼間かつ目視内の飛行に係る基本的な操縦能力を有するかどうかを判定する。

| 番号 | 科目 | | 実施要領 | 減点適用基準 |
|-------|----|-----|-----------------------|---------------|
| 4-1 | ス | (1) | GNSS、ビジョンセンサー等 | 1. Ⅱ. 実技審査の減点 |
| | ク | | の水平方向の位置安定機能 | 適用基準を適用す |
| | エ | | ON の状態で、機首を受講者 | る。 |
| | ア | | から見て前方にむけて離陸 | 2. 制限時間は8分とす |
| | 飛 | | を行い、高度 | る。 |
| | 行 | 3.5 | メートルまで上昇し、5秒 | |
| | | 間ス | トバリングを行う。 | |
| | | (2) | 修了審査員が口頭で指示す | |
| | | | る飛行経路及び手順で直線 | |
| | | | 上に飛行する。機体の機首 | |
| | | | を常に進行方 | |
| | | 向≬ | こ向けた状態で移動をする。 | |
| | | (3) | 移動完了後、着陸を行う。 | |
| 4 - 2 | 8 | (1) | GNSS、ビジョンセンサー等の | 1. Ⅱ. 実技審査の減点 |
| | の | 水平 | 平方向の位置安定機能 ON の状 | 適用基準を適用す |
| | 字 | 能一 | で、機首を受講者から見て前方 | る。 |
| | 飛 | 121 | 句けて離陸を行い、高度 | 2. 制限時間は8分と |
| | 行 | 1.5 | メートルまで上昇し、5秒間 | する。 |
| | | ホノ | ベリングを行う。 | |
| | | (2) | 修了審査員が口頭で指示する | |
| | | 飛行 | 亍経路及び手順で、機体の機首 | - |
| | | をえ | 進行方向に向けた状態での8の | |
| | | 字列 | 発行を、連続して二周行う。 | |
| | | (3) | 8 の字飛行完了後、着陸を行 | |
| | | う。 | | |
| | | ※円直 | 径は約5メートルとする。 | |

- 10 -

異常事態の発生時の飛行

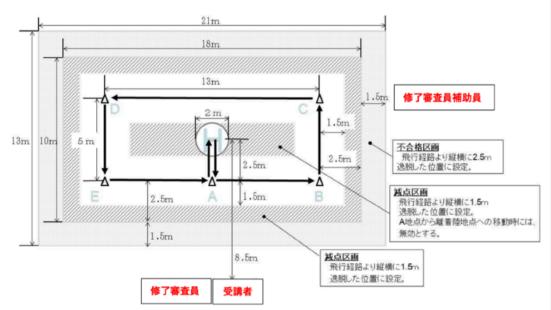
(目的)

立入管理措置が講じられた昼間かつ目視内の飛行において、機体の水平方 向の位置安定機能に不具合が発生した場合においても、安全な飛行の継続 及び着陸ができる技能を有するかどうかを判定する。

| 及り有性が、くども民能と行うもれてラが、と刊たうも。 | | | | | | |
|----------------------------|----|------|---|--|--|--|
| 番号 | 科目 | 実施要領 | 減点適用基準 | | | |
| | 科 | | 減点適用基準 1. II. 実技審査の減点 適用基準を適用す る。 2. 制限時間は6分とす る。 | | | |
| | | | | | | |

- 11 -

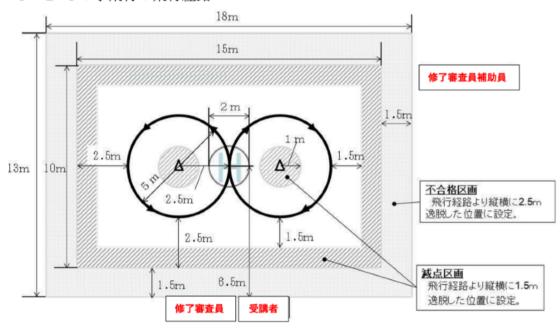
4-1 スクエア飛行の飛行経路



※:受講者の立ち位置は、減点区画内で墜落が生じた際の安全性を考慮して設定 2.5m(最接近点)+2.5m(経路逸脱最大許容値)+3.5m(飛行高度)=8.5m

GNSS、ビジョンセンサー等の水平方向の位置安定機能ON

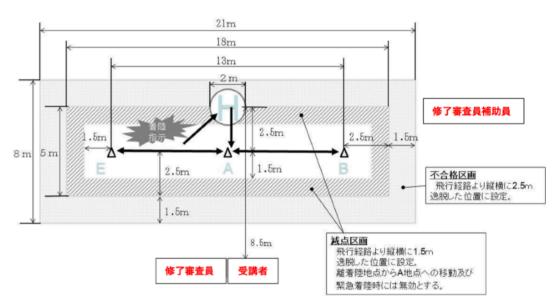
4-2 8の字飛行の飛行経路



※:受講者の立ち位置は、減点区画内で墜落が生じた際の安全性を考慮して設定 2.5m (最接近点) +2.5m (経路逸脱最大許容値) +1.5m (飛行高度) = 6.5m

GNSS、ビジョンセンサー等の水平方向の位置安定機能ON

4-3 異常事態における飛行の飛行経路



※:受講者の立ち位置は、減点区画内で墜落が生じた際の安全性を考慮して設定 2.5m(最接近点)+2.5m(経路逸脱最大許容値)+3.5m(飛行高度)=8.5m

GNSS、ビジョンセンサー等の水平方向の位置安定機能OFF

④口述審査 (飛行後の点検と記録)

5. 口述審査(飛行後の点検と記録) 審査科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

| 飛行後点 | 飛行後点検と飛行後の記録 | | | | | | | | | |
|-------|--------------|----------------------------|-------------|--|--|--|--|--|--|--|
| (目的) | | | | | | | | | | |
| 飛行後 | の点板 | 倹と記録を適切に行うことができるか 。 | どうかを判定する。 | | | | | | | |
| 番号 | 科目 | 実施要領 | 減点適用基準 | | | | | | | |
| 5 – 1 | 飛 | 修了審査員の指示に従って飛行後の | 点検結果の記載漏れ又は | | | | | | | |
| | 行 | 点検をさせ、点検結果を3-2で提 | 誤りが一つでもあった場 | | | | | | | |
| | 後 | 供される日常点検記録の様式に記載 | 合、5点を減点する。 | | | | | | | |
| | 点 | させる。 | | | | | | | | |
| | 検 | | | | | | | | | |
| | | 点検項目 (例) | | | | | | | | |
| | | (1) 各機器が確実に取り付けら | | | | | | | | |
| | | れているか。(ネジ、コネクター | | | | | | | | |
| | | 等の脱落やゆるみ等) | | | | | | | | |
| | | (2) 機体(ローター/プロペラ、 | | | | | | | | |
| | | フレーム、機体識別票等)の外 | | | | | | | | |
| | | 観、損傷、ゆがみ等がないか。 | | | | | | | | |
| | | (3) 各機器の異常な発熱はない | | | | | | | | |
| | | か。 | | | | | | | | |
| | | (4) 機体へのゴミ等の付着はな | | | | | | | | |
| | | いか。 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 5-2 | 飛 | 通達:無人航空機の飛行日誌の取扱 | 記載の漏れ又は誤りが一 | | | | | | | |
| | 行 | 要領に準じた飛行記録の様式を提供 | つでもあった場合、 | | | | | | | |
| | 後 | し、実施した飛行を記録させる。飛 | 10 点を減点する。 | | | | | | | |
| | の | 行時に異常が認められた場合は、当 | | | | | | | | |
| | 記 | 該様式に不具合事項を記載すること | | | | | | | | |
| | 録 | とする。 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

⑤口述審査(事故、重大インシデントの報告及びその対応)

6. 口述審査(事故、重大インシデントの報告) 審査科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

事故、重大インシデントについての報告と対応

(目的)

事故、重大インシデント発生時の報告と対応について、適切に行うことが できるかどうかを判定する。

| 番号 | 科目 | 実施要領 | 減点適用基準 | | |
|-------|---------|-------------------------------|------------------------|--|--|
| 6-1 | 事 | 事故又は重大インシデントのどちら | 1. 抜け又は誤りがあっ | | |
| | 故 | かについて、該当する事態の3つを | た場合、5点を減点 | | |
| | 又 | ロ頭で答えさせる。又は用意された 様式に記入させる。 | する。 | | |
| | は | | 2. 回答時間3分以内に | | |
| | 重 | | 回答できること。未 回答の場合は、5点 | | |
| | 大 | | を減点する。 | | |
| | イ | | | | |
| | ン | | | | |
| | シデ | | | | |
| | ン | | | | |
| | ト | | | | |
| | の | | | | |
| | 説 | | | | |
| | 明 | | | | |
| 6 – 2 | 事 | 事故等が発生した際の適切な処置に | 1. 抜け又は誤りがあっ | | |
| | 故 | ついて受講者が理解しているかどう | た場合、5点を減点 | | |
| | 等 | かを判定可能な質問を行い、口頭で | | | |
| | 発 | 答えさせる。又は用意された様式に | | | |
| | 生 | 記入させる。出題数は、 | 回答できること。未 | | |
| | 時 | 1問とする。 | 回答の場合は、5点 | | |
| | D bn | | を減点する。 | | |
| | 処置 | | | | |
| | 直の | | | | |
| | 説 | | | | |
| | 明 | | | | |
| | | | | | |

4.受講料について

- 二等無人航空機操縦士(初学者向け講習)310,000円(税抜)
- 二等無人航空機操縦士(経験者向け講習) 70,000円(税抜)

| | 二等無人航空機操縦士(初学者向け講習) | | | | | | | | |
|---------------|-----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--|--|--|--|--|
| | 基本 | 限定変更(目視内) | 限定変更(昼間) | 限定変更(25kg未満) | | | | | |
| 入学金 | 0 | | | | | | | | |
| 学科講習料(1時限あたり) | 100,000円(10,000円×10h) | | | | | | | | |
| 実地講習料(1時限あたり) | 200,000円(10,000円×20h) | 20,000円(10,000円×2h) | 10,000円(10,000円×1h) | 10,000円(10,000円×1h) | | | | | |
| 修了審査受験料 | 10,000円(10,000円×1h) | 5,000円 | 5,000円 | 5,000円 | | | | | |
| 総額(基本料金) | 310,000円(10,000円×31h) | 25,000円 | 15,000円 | 15,000円 | | | | | |

| | 二等無人航空機操縦士(経験者向け講習) | | | | | | | | |
|---------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--|--|--|--|--|
| | 基本 | 限定変更(目視内) | 限定変更(昼間) | 限定変更(25kg未満) | | | | | |
| 入学金 | 0 | | | | | | | | |
| 学科講習料(1時限あたり) | 40,000円(10,000円×4h) | | | | | | | | |
| 実地講習料(1時限あたり) | 20,000円(10,000円×2h) | 10,000円(10,000円×1h) | 10,000円(10,000円×1h) | 10,000円(10,000円×1h) | | | | | |
| 修了審査受験料 | 10,000円(10,000円×1h) | 5,000円 | 5,000円 | 5,000円 | | | | | |
| 総額(基本料金) | 70,000円(10,000円×7h) | 15,000円 | 15,000円 | 15,000円 | | | | | |



厚生労働省人材開発支援助成金の

<u>『事業展開等リスキリング支援コース』を活用することで</u>助成給付金(経費助成率75%)が受け取れます。

事業展開等リスキリング支援コースについて



企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金に 事業展開等リスキリング支援コース を創設しました

人材開発支援助成金「事業展開等リスキリング支援コース」は、企業の持続的発 展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、ま たは、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を 図るため、

- ① 既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の事業展開に伴う人材育成
- ② 業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、デジタル・グリーン化に対応 した人材の育成

に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成によ り支援する制度です。

▶「事業展開」とは、例えば…

新たな製品を製造したり、新たな商品やサービスを提供すること等により、新たな分 野に進出すること。このほか、事業や業種の転換や、既存事業の中で製品の製造方法、 商品やサービスの提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

例:・新商品や新サービスの開発、製造、提供又は販売を開始する

- ・日本料理店が、フランス料理店を新たに開業する
- ・繊維業を営む事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始する
- ・料理教室を経営していたが、オンラインサービスを新たに開始する 等
- ▶「デジタル・DX化」とは、例えば…

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、 製品やサービス、ビジネスモデルを変革する等し、競争上の優位性を確立すること。

- 例:・ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた
 - ・アプリを開発し、顧客が待ち時間を見えるようにした
 - ・顔認証やQRコード等によるチェックインサービスを導入し手続きを簡略化した 等
- ▶「グリーン・カーボンニュートラル化」とは、例えば…

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出 を全体としてゼロにすること。

例:・農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した

・風力発電機や太陽光パネルを導入した 等

人材開発支援助成金 検索 🔽

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ kovou roudou/kovou/kvufukin/d01-1.html



裏面をご覧下さい→

停 厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL041205開企01

支給対象訓練

- ① 助成対象とならない時間を除いれ訓練時間数が10時間以上であること
- ② OFF-JT (企業の事業活動と区別して行われる訓練) であること
- ③ 職務に関連した訓練であって以下のいずれかに該当する訓練であること
- 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる 専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練
- ii 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタル トランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を 進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専 門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

注:本コースでは、事業展開などの内容を記載した事業展開等実施計画」(様式第2号) を訓練実施計画届と併せて提出する必要がありますので、

取り組み内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備をお願いします。

注: 事業展開」は、訓練開始日から起算して、3年以内に実施する予定のもの または6か月以内に実施したものである必要があります。

助成率・助成額

① 助成率・助成限度額

| 経費助 | 加成率 | 賃金助成額 | (1人1時間) | 1事業所1年度あたりの | |
|------|-----|-------|---------|-------------|--|
| 中小企業 | 大企業 | 中小企業 | 大企業 | 助成限度額 | |
| 75% | 60% | 960円 | 480円 | 1億円 | |

② 受講者1人あたりの経費助成限度額

| 10h以上100h未満 | | 100h以上200h未満 | | 200h以上 | |
|-------------|------|--------------|------|--------|------|
| 中小企業 | 大企業 | 中小企業 | 大企業 | 中小企業 | 大企業 |
| 30万円 | 20万円 | 40万円 | 25万円 | 50万円 | 30万円 |

本助成金では、助成金を活用する上で、支給対象事業主の要件などを設定して います。また、本助成金を活用して人材育成を行う場合は、訓練開始日から起 算して1か月前までに、事業所所在地を管轄する都道府県労働局に計画届を提 出する必要がありますので、ご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県 労働局の助成金申請窓口にお問い合わせください。

申請手続き等に関する問い合わせ先

■各都道府県労働局の助成金申請窓口

https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html



- ・経験者向けカリキュラムでは訓練時間10時間未満となり助成対象外となりますが、個別に実地講習を補習として訓練時間を 追加する事は可能です。追加受講料は不要です。
- ・民間操縦士資格を取得の際に事業展開等リスキリング支援コースを活用をご検討の方は申請前に沖縄助成金センター (098-868-1606) へご確認の上、お申し込みください。